

第22期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株式会社 アクセル

目次

事業報告

会社の現況	1
主要な事業内容	1
主要な営業所及び工場	1
従業員の状況	1
主要な借入先の状況	1
その他会社の現況に関する重要な事項	1
株式の状況	3
会社の新株予約権等に関する事項	3
会社役員の状況	4
社外役員に関する事項	4
会計監査人の状況	5
職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	6
剰余金の配当等の決定に関する方針	11
会社の支配に関する基本方針	11

計算書類

株主資本等変動計算書	12
個別注記表	13

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.axell.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

1. 会社の現況

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、各種LSI製品、基板製品及び電子機器の開発、販売を主たる業務としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86 (40) 名	2名増 (9名増)	42.5歳	8.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、派遣社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

① CSR活動について

当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、企業体力に見合った規模で各種CSR（注）活動を実施しております。当事業年度におきましては、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会への寄付金に加え、日本赤十字社を通じた災害義援金等の拠出を実施しております。

また、組み込み技術者の育成を目的として、筑波大学において大学生に向けた教育プログラムを実施しております。本教育プログラムは、当社の寄付によって運営され、当社のエンジニアも講師として派遣されております。本プログラムでは、将来のわが国を担う技術者の育成、ひいては日本が世界に誇る組み込み技術の発展に貢献してまいりたいと考えております。

平成29年3月期における災害義援金等の拠出先

- ・平成28年熊本地震災害義援金
- ・2016年エクアドル地震救援金
- ・2016年イタリア中部地震救援金
- ・平成28年台風10号等災害義援金

(注) CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略であり、持続可能な社会形成を目的として、企業が経済活動に加えて社会や環境などの要素に向けても責任ある活動をすべきであるという概念であります。

② 役員報酬の減額について

当社は、平成29年3月期の業績及び平成30年3月期の業績計画の内容を真摯に受け止め、平成29年4月25日開催の取締役会において、役員報酬の減額を実施することを決議しております。

(1) 役員報酬減額の内容

代表取締役社長及び副社長 月額報酬額の15%を減額

業務執行取締役（2名） 月額報酬額の10%を減額

なお、監査等委員である取締役（4名全員）より役員報酬の減額に合わせて月額報酬額の5%を自主返上する申し入れがありましたので、併せてお知らせいたします。

(2) 減額対象期間

平成29年4月より平成30年3月まで

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,112,000 株
- (2) 発行済株式の総数 11,187,749 株
- (3) 株主数 5,295 名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 々 木 譲	1,243,200株	11.11%
緑 屋 電 気 株 式 会 社	849,000	7.58
BBH FOR FIDELITY LOW -PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	821,200	7.34
市 原 澄 彦	595,800	5.32
柴 田 高 幸	594,800	5.31
松 浦 一 教	388,800	3.47
奥 村 龍 昭	369,000	3.29
森 屋 和 喜	335,600	2.99
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ	260,000	2.32
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	213,700	1.91

(注) 持株比率は自己株式（152株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役 (監査等委員)	鈴木 眞 巨	ストラテジックキャピタルパートナーズ株式会社 ケン不動産投資顧問株式会社	代表取締役 代表取締役
取締役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	株式会社クラスター会計	代表取締役

(注) 当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役 (監査等委員)	三 村 勝 也	株式会社稲葉製作所	社外取締役
取締役 (監査等委員)	鈴木 眞 巨	株式会社立誠社	監 査 役
取締役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	太洋物産株式会社 株式会社新東京グループ	社外監査役(常勤) 社外監査役

(注) 当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	吉 田 良 樹	当事業年度において開催された取締役会14回、監査役会4回、監査等委員会設置会社への移行後は監査等委員会10回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	三 村 勝 也	当事業年度において開催された取締役会14回、監査役会4回、監査等委員会設置会社への移行後は監査等委員会10回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴木 眞 巨	当事業年度において開催された取締役会14回、監査等委員会設置会社への移行後は監査等委員会10回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	当事業年度において開催された取締役会14回、監査役会4回、監査等委員会設置会社への移行後は監査等委員会10回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 上記には監査等委員会設置会社移行前の監査役としての出席状況を含めております。
2. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について適正であると判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

6. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。
- ②当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理を担当する部署を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
- ③取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。
- ④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。
- ⑤当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
- ⑥当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。
 - イ. 株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料
 - ロ. 取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料
 - ハ. 稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書

- ②上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。
- ③取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。
- ②事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果を取締役に報告する。
- ③企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
- ②当社は、原則としてすべての取締役が出席する定例取締役会を毎月1回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
- ③取締役会は、代表取締役、社長及び役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。
- ④当社は、業務執行取締役を中心に構成されるGM会議を開催し、取締役会から取締役に委任された重要な業務執行の決定をするとともに、代表取締役社長の業務執行の補佐をするほか、必要ある場合には稟議決裁手続きを行う。なお、GM会議には常勤の監査等委員も出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行う。
- ⑤当社は、代表取締役社長の指示の下、毎期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、子会社管理規程に基づき、必要な体制等を整備する。

- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社は、監査等委員会が職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助使用人等として適切なものを任命することとする。
 - ②補助使用人等を置いた場合、当社は、補助使用人等の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件の決定につき、監査等委員会と協議の上、決定するものとする。
- (7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ①監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。
 - イ. 定期的に報告を受ける事項
 - ・経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況
 - ロ. 臨時に報告を受ける事項
 - ・経営に係る重要な発生事実
 - ・取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実
 - ②監査等委員は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤の監査等委員は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。
 - ③内部通報窓口への通報内容は速やかに監査等委員会に報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査等委員は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ②当社は、監査等委員会と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査等委員会が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

なお、当社は平成28年6月18日付けで監査等委員会設置会社に移行しております。それに伴い同日付けの取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」を一部改定しており、上記は改定後の内容を記載しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の概要の通りであります。

なお、当社は平成28年6月18日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに内部監査部門を活用した組織的な監査の実施により内部統制システムの実効性の向上を図っております。下記の「④監査等委員会の監査体制について」は、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても監査役会設置会社について同様の体制を整備・運用しております。

①取締役の職務執行の体制について

定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、定款や法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。また、GM会議を月1回以上開催し、業務執行の背景となる重要事項及び具体的対応策について審議するとともに、取締役会が取締役に委任した重要な業務執行の決定等を行いました。

②コンプライアンス体制について

コンプライアンス意識の醸成に努めるために、顧問弁護士や社外講師を招いての実態に即したコンプライアンス教育を実施しました。また、内部通報窓口も設け適切な対応が行える体制を実施しております。

内部監査につきましては、各組織単位（グループ）を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について定期的に監査を実施しております。また、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ委員会による社内教育や情報監査等を実施し、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めております。

③リスク管理体制について

定例取締役会において、各グループよりリスクに係る月次報告を実施し、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止を実施しております。また、災害を想定した事業継続計画を策定し、その有効性につき適宜見直しを実施しております。さらに、定期的取引先のチェックを行い、反社会的勢力との取引を排除する取組みを実施しております。

④監査等委員会の監査体制について

監査等委員は、監査等委員会を月1回開催するとともに、取締役会に出席し、議決権の行使及び業務執行の監査・監督を行いました。また、監査等委員会は、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の監督を行うとともに、内部監査部門

及び会計監査人との定期的な連絡会を設け、情報交換及び意見交換を行い、監査を実施しました。さらに常勤の監査等委員は、GM会議などの経営上重要性の高い会議に出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50%を配当額とすること（配当性向50%）を原則としております。配当性向50%で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。

なお、当社では事業規模に応じた適正な水準として、販売費及び一般管理費の3年分を目処に内部留保することとしておりますが、企業価値向上の観点から資本効率等を意識した経営を行うことも重要視しており、両者のバランスを十分に斟酌した資本政策を実施することとしております。また、内部留保資金につきましては、中長期的な成長戦略に基づき、主に研究開発や新たな事業展開への必要資金として活用し、継続的な企業価値向上に努めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えております。

現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えております。「敵対的買収防衛策」につきましては、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めてまいりたいと考えております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余 金 別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当 期 首 残 高	1,018	861	861	1	8,200	1,135	9,336	-	11,217	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△55	△55		△55	
当期純利益						92	92		92	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	36	36	△0	36	
当 期 末 残 高	1,018	861	861	1	8,200	1,172	9,373	△0	11,254	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	39	39	11,256
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△55
当期純利益			92
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	164	164	164
当期変動額合計	164	164	201
当 期 末 残 高	203	203	11,457

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

・ 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「生命保険配当金」(当事業年度は1百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「固定資産除却損」(当事業年度は0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,077百万円

6. 損益計算書に関する注記

研究開発費の総額 2,453百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	11,187,749株	—	—	11,187,749株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	—	152株	—	152株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月18日 定時株主総会	普通株式	55	5	平成28年3月31日	平成28年6月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月17日 定時株主総会	普通株式	55	利益剰余金	5	平成29年3月31日	平成29年6月19日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主にLSI製品の研究開発及び販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（銀行預金等）を保有しております。また、現在保有する資金を超える資金が必要と判断された場合には、都度の状況等を勘案し、資金調達を実施する方針としております。

保有する銀行預金等の金融資産のうち、一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図っております。また、デリバティブ取引は為替変動リスクを回避する目的で利用しリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、月末締め翌月精算を基本としており、可能な限り短期間での精算とすることでリスクの低減を図っております。

有価証券は、保有する銀行預金等のうち、一時的な余資と判断された資金で購入する国庫短期証券で構成されるものとし、概ね国庫短期証券と同程度のリスクを超える金融商品は保有しない方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との連携を確認する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、営業債権である売掛金と同様に月末締め翌月精算を基本としており、概ね1ヵ月で精算することとしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権の管理に関して債権管理規程を規定し、当該規程に従った管理を行っております。新規の取引先につきましては、取引開始時における信用調査を管理グループが担当しております。また、継続取引における取引先に向けた債権につきましては、営業グループが当該取引先の財政状態及び当該取引先との取引に係る債権の期日、残高等を確認しており、管理グループによる定期的な確認と併せた管理を行っております。

当社では、主に上記の管理を実施することにより、営業債権の回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券を構成する債権は、すべて安全性の高い国庫短期証券で構成するため、信用リスクは僅少であります。

当事業年度の決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

・市場リスクの管理

当社は、取引先企業との連携を確認する目的で証券取引所市場に上場している企業の株式を保有しており、また、投資事業有限責任組合への出資を投資有価証券として貸借対照表に計上しております。当該投資有価証券につきましては、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、当月における資金決済状況と残高推移及び翌月における資金決済予定の見通しと予定残高推移見通しの確認を実施し、資金決済に関する安全性に配慮した運用を実施することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、84%が大口顧客2社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	8,738	8,738	—
②売掛金	178	178	—
③未収還付法人税等	11	11	—
④投資有価証券 その他有価証券	346	346	—
資産計	9,275	9,275	—
買掛金	284	284	—
負債計	284	284	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金は、概ね1か月の期間で決済されており、信用リスク管理も実施している点に鑑み、その時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

③ 未収還付法人税等

未収還付法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、株式等の取引所における価格によっております。また、当事業年度中に売却した投資有価証券はありません。

負債

買掛金

買掛金は、概ね1か月の期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	60百万円
投資事業有限責任組合への出資	482百万円

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから「④投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,737	—	—	—
売掛金	178	—	—	—
未収還付法人税等	11	—	—	—
合計	8,928	—	—	—

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

減価償却費損金算入超過額	64百万円
一括償却資産損金算入超過額	2百万円
未払事業税否認	1百万円
資産除去債務	10百万円
税務上の繰延資産	131百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	223百万円
評価性引当額	△15百万円
繰延税金資産合計	207百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△89百万円
資産除去債務	△8百万円
繰延税金負債合計	△98百万円
繰延税金資産の純額	108百万円

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物賃貸借契約に伴う、原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を42.75年～50年と見積り、割引率は1.820%～2.301%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	34百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	34百万円

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,024円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円30銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

投資有価証券の売却

当社は、保有する投資有価証券の一部を売却することを決定し、平成29年4月3日に売却いたしました。これにより、平成30年3月期第1四半期において投資有価証券売却益（特別利益）を計上いたします。

①投資有価証券の売却理由

政策保有株式の見直しによる資産の効率化を図るため。

②投資有価証券の売却の内容

売却株式	上場有価証券1銘柄
売却日	平成29年4月3日
売却株式数	37,000株
売却額	80百万円
投資有価証券売却益	64百万円